

美容医療賠償責任共済会共済事業運営規則

第1章 総則

第1条 目的

本規則は、定款第12条に規定する共済事業について必要な項目を定めることを目的とする。

本規則に定めのない事項については、理事会が別途定めるものとする。

第2章 共済事業

第2条 共済事業の範囲

本会は次の共済事業を行います。

1. 美容医療賠償責任共済
2. 会員向け生活向上のための各種保障共済
3. その他の共済

第3条 共済契約者、被共済者

前条に定める各共済の契約者は、会則第4条に定める会員でなければならないものとする。

被共済者は、各共済の趣旨により各共済に関する約款で定める。

第4条 共済金額および共済掛金額

第2条に定める共済についての共済金額および給付の条件等は、別途定める共済約款で定める。

第2条に定める共済の共済掛金は、理事会が定める。

第5条 共済金の支払い

共済金の支払い事由が発生した場合は、各共済に関する約款に基づき公正な審査の後、速やかに共済金を支払うものとする。

第6条 再審査の請求

共済金請求者が、前条の共済金支払いに関して異議ある場合は、本会理事長あてに書面により再審査の請求を行うことができる。但し、この請求は、共済金請求者が共済金の支払いに関する決定を知ったときから30日以内に行わなければならない。理事会は前項の請求があった場合は、請求を受けた日から30日以内に再審査を開始し、審査終了の後、速やかにその結果を請求者に通知する。なお、再審査を請求した者は、理事長の指示によって行う本会の調査に協力しなければならない。

第7条 共済掛金の増額

異常危険の発生等により共済金の支払いに支障をきたす恐れがある場合、または、健全な財政維持のために理事会が必要と認めて総会の議決を得た場合は、共済掛金の増額、特別徴収を行うことができる。

第8条 共済金の減額

異常危険の発生等により予定の共済金を全額支払うことが困難な場合は、理事会の決定により共済金を減額して支払うことができるものとする。

第3章 その他

第9条 再共済等

共済契約により本会が負う共済責任の全部または一部については、再共済に出直し、もしくは保険を利用することができる。

第10条 早期解決給付金

本会は、会員のクレーム内容を精査し早期解決が適当と認めた場合は、会員が希望する場合に限り、会員の過失の有無を問わず、1件当たり5万円～10万円を目安に早期解決給付金を支給することができる。本条により早期解決給付金を支給した場合、当該クレームは終局的に解決したものとみなし、本会は同一クレーム案件については共済金の追加支給は行わないものとする。早期解決給付金の決済は審査委員会ならびに査定委員会の決定を経て理事長が行う。

第11条 事務の委託

本会は、共済事業運営に関する事務の一部を外部に委託することができる。

第12条 事故発生状況の管理

本会は、定期的に各共済事業に関する事故の発生状況を調査し、必要に応じて対応策を検討しなければならない。

第13条 規則の改廃

本規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

付則

本規則は、平成14年8月13日より施行する。

* 2011年8月19日 改定